八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
子どもにやさしいまちづくり部会
平成２７年度　第１回会議
配付資料
（平成 27 年 10 月 5 日）

〇「子どもにやさしいまち」の実現をめざして

〇子どもの社会的包摂に関する地域指標

〇「子どもにやさしいまちづくり」がなぜ必要か

〇子どもにやさしいまち八王子！（井上会長提案資料）

〇奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 概要版

〇参考資料：ユニセフ「子どもにやさしい“まち”」をつくるために

ユニセフ「子どもの権利条約」

その他配布物

〇部会委員名簿

ビジョン すくすく☆はちおうじ 基本理念

キラキラ

みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ

★子どもにやさしいまち

♥ 子育てしやすいまち

子どもにやさしいまち

（平成27年3月時点）

- 子どもの最善の利益や子ども意見の尊重、子どもの参画など「子どもの権利条約」に基づき、ユニセフが定義する「子どもにやさしいまち」の実現をめざす。

- 大人主体の社会構造を見直し、子どもがいきいきと暮らすことができるよう、あらためて子どもにとってのユニバーサル・デザイン（ハード・ソフト）によるまちづくりをめざす。

↓

八王子らしい「子どもにやさしいまちづくり条例」の策定

計画の実現に向けた3つの視点

1.未来をひらく

未来の担い手である子どもたちが、「住み続けたいまち」として、このまちに誇りと愛着を持つことができる、未来に続くまちづくり

2.夢と権利をまもる

子どもたちの安心・安全が守られ、夢や権利を大切にする「子どもにやさしい」まちづくり

3.育てる・育つが楽しい

社会全体で子どもと子育てを応援し、子育てに喜びや楽しみが感じられる「子育てしやすい」まちづくり

基本方針1　次代を担う子どもの育成

- すべての子どもたちが自分らしくしあわせに生きる権利や子どもの意見をあらゆる場面で尊重します。
- 本市の特色を活かした豊かな遊びや体験、あたたかなふれあいを通じて、子どもがいきいきと成長しながら生きる力を育む環境を整え、次代を担う子どもを育みます。

基本施策

基本施策1

子どもの権利を大切にするまちづくりの推進

施策1　子ども参画のしくみづくり

施策2　子どもからの相談体制の充実

施策3　子どもの権利を大切にする取り組み

市長・教育長へ提言　2015年8月

子どもの意見の反映

子ども・子育て審議会委員との意見交換

これまでの取り組み

子どもの権利イベントシンポジウム

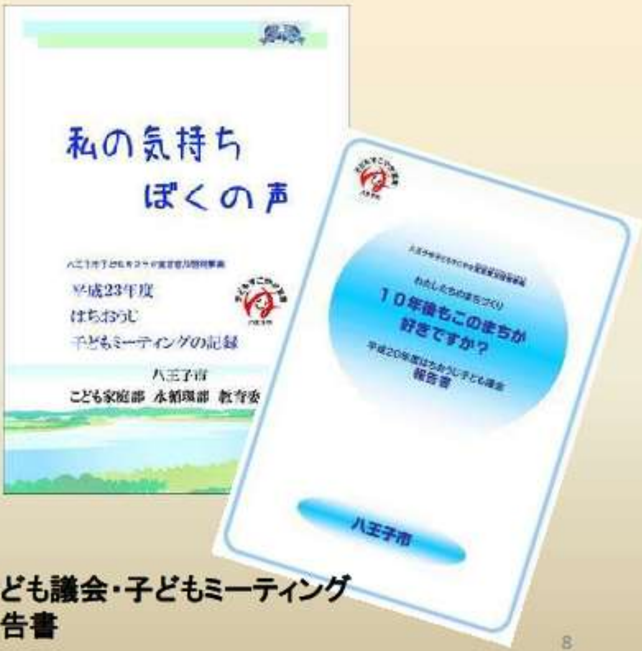

子ども議会・子どもミーティング
報告書

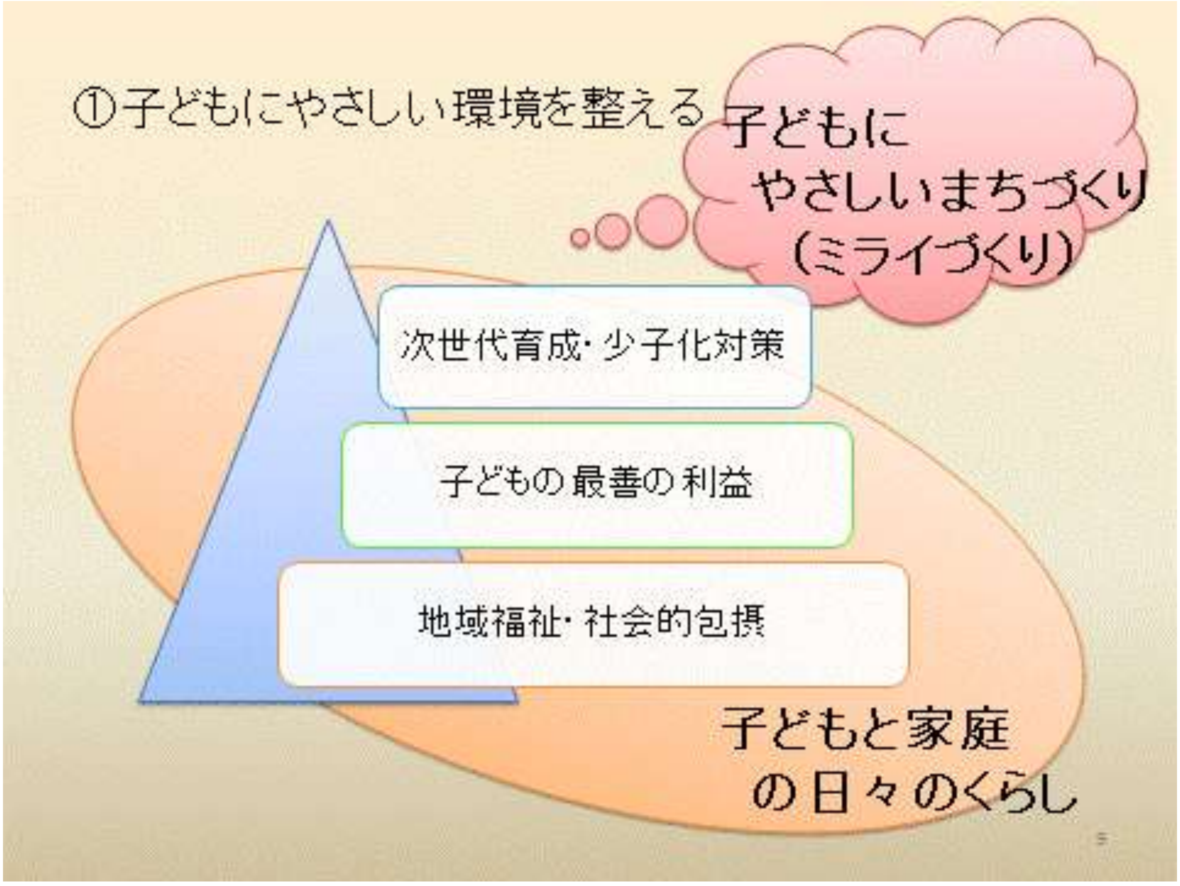
①子どもにやさしい環境を整える
子どもに
やさしいまちづくり
（ミライづくり）
次世代育成・少子化対策
子どもの最善の利益
地域福祉・社会的包摂
子どもと家庭
の日々のくらし

② 子どもにやさしいまち
Child Friendly Cities
交流
情報
あそび・学び
安全・安心
体験・居場所
子どもの参加・意見（パートナー）
セーフティネット
相談
救済
ソーシャル・インクリュージョン

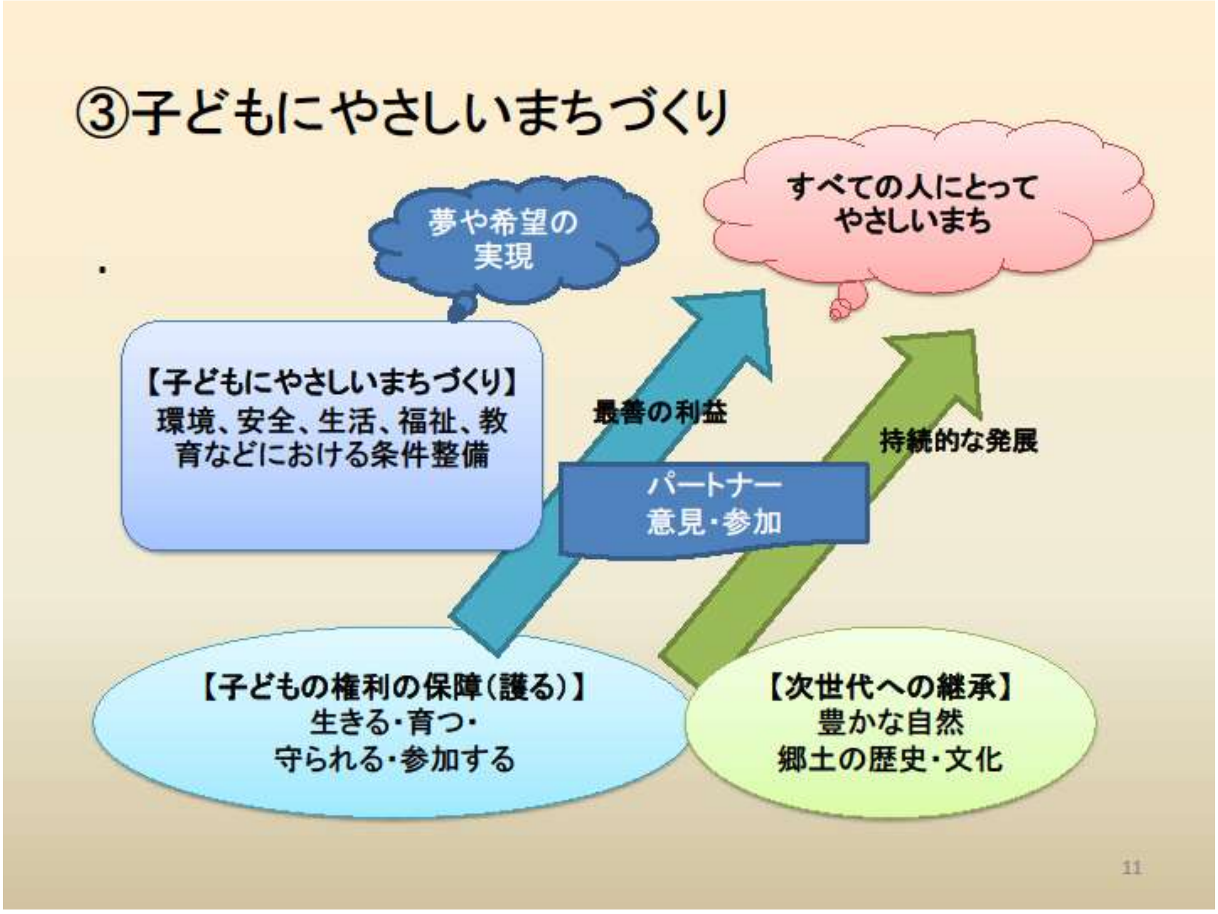
③子どもにやさしいまちづくり
夢や希望の
実現
すべての人にとって
やさしいまち
【子どもにやさしいまちづくり】
環境、安全、生活、福祉、教
育などにおける条件整備
最善の利益
持続的な発展
パートナー
意見・参加
【子どもの権利の保障(護る)】
生きる・育つ・
守られる・参加する
【次世代への継承】
豊かな自然
郷土の歴史・文化
11

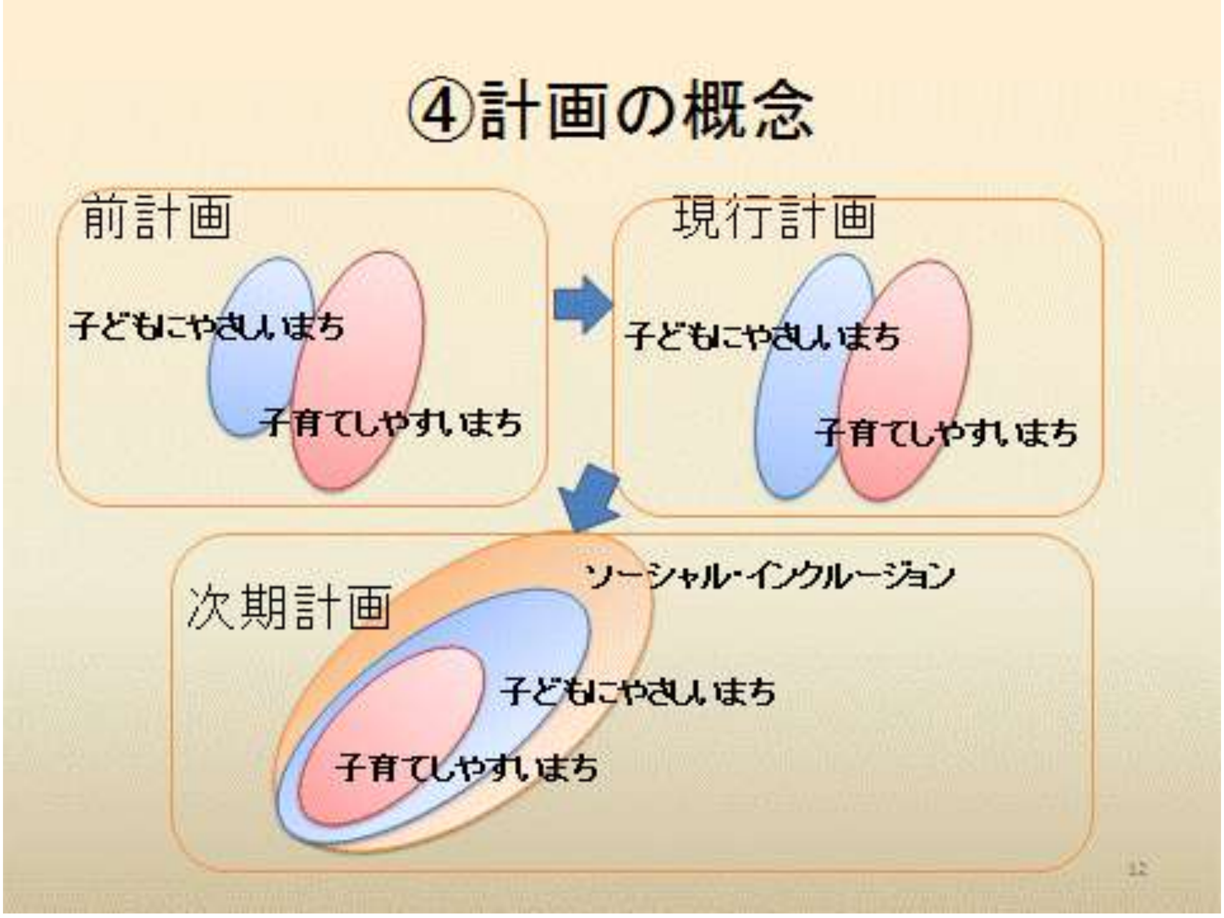
④計画の概念
前計画
子どもにやさしいまち
子育てしやすいまち
現行計画
子どもにやさしいまち
子育てしやすいまち
次期計画
ソーシャル・インクルージョン
子どもにやさしいまち
子育てしやすいまち

表１．【参考】子どもの社会的包摂に関する地域指標
～コミュニティ形成を基盤として子どもにやさしいまちづくりを探究するために～

１．子どもの生命…かけがえのない生命であり固有の物語を生きる存在である子ども一人ひとりを慈しみ尊重していくこと
１－１　子どもがその生命や存在（アイデンティティ）を脅かされる状況（例えば、虐待・暴力・いじめ、差別、ネグレクト・孤独、過干渉・管理、危険・脅威等）に陥っていないか １－２　生命や存在が脅かされる危険にあるとき、子ども自身で助けを求めることのできる身近な支援者や救済機関（子どもオンブズマン等）が確保されているか １－３　子どもの身近なところに、伸び伸びと遊び、自然に触れ、ゆっくり休息を取るなど、自分らしく・安心して過ごすことのできる場所（地域の拠点）が十分に確保されているか １－４　地域の人びとによって日頃から、さまざまな子どもを決して排除することなく、あたたかく見守り包摂していこうとする態度や取り組みが行われているか
２．子どもの暮らし…子どもの育ちに欠かせない衣食住等の生活財や環境の豊かさを途切らすことなく確実に整えていくこと
２－１　子どもは栄養のある食事、安心して過ごすことのできる住居、年齢に応じた日用品等が与えられるなど、身近な保護者や地域の人びとによって大切に育てられているか ２－２　子どもの身近な保護者の安定的な養育能力（基本的ケア・情緒的温かさ・刺激等）が確保されているか。また、そのために必要な支援を受けることができているか ２－３　子どもはさまざまな情報に触れ、また望ましくない情報から守られるなど、有意義な情報に接する機会が与えられ育つことができているか ２－４　子どもの地域生活圏は、自然に触れたり、スポーツや文化活動に取り組めるなど、子どもにとって実りの多い魅力的な場所となっているか
３．子どもの人生…子どもがこれからの人生を主体的に生きていくため、他者とのつながりなど生きていく糧となる出来事を育んでいくこと
３－１　子どもは自らの価値観の広がりに寄与するような、多様な人とのつながり（異年齢集団、異文化・他宗教他）に触れる機会をもって生きることができているか ３－２　子どもの身近なところに子どもの思いや考えを受け止め、その声を聴こうとする人びとや場面があり、子どもは自分の意見を伝え、気持ちや考えを表現することができているか ３－３　子どもが物事を自分で決めたり・大切な決定に参加するなど、主体的に活動して生きていくことのできる場面が十分に確保されているか ３－４　子どもは自分がその時にやりたいと思ったことをあきらめることなく取り組み、日々成長していることを実感し、おとなになることへ希望を抱くことができているか

（出典：大妻女子大学　加藤悦雄氏 2015：10‐11）

「子どもにやさしいまちづくり」がなぜ必要か

■「子どもにやさしいまちづくり」がなぜ必要か
子どもの現状・課題
子どもの最善の利益とは？

～　現代における子どもの生きづらさ　～
【現状】
・空間的生きづらさ
　子どもの冒険心や好奇心が試される遊びの機会や場の減少
　子どもが自分で遊びを考える外遊びの場の減少（公園・通学路の野原）
　保育園の子どもの声が騒音に
　住宅事情

・時間的生きづらさ
　大人の生活に合わせた生活リズム
　進学のための多忙な塾通い
　子どもの可能性が育つ自由な時間（好きなことを好きなだけ）

・ともに生きる仲間や子どもによりそう地域の大人の存在の減少
　少子化により子ども自体の数が減少（限られた子どもが同じ空間で育つ）
　地域の大人たちが子どもに関わる機会の減少（おかえりなさい）

・家庭の変容
　両親のワークライフバランスと子どもと関わる時間・関心の減少
　子育ての知恵の伝承
　孤独な子育て・兄弟姉妹など子ども同士のふれあいの減少

・社会的排除
　もっとも安全であるべき家庭の機能不全
　学校でのいじめ（スクールカースト）
　生まれ育った環境による進学意欲・将来の希望の差
　家族や地域からこぼれ落ち、排除され、行き場のない子どもや若者

・安心・安全
　子どもを見守る社会の目の減少
　デジタル社会の利便性と子どもたち

・大人自身の子ども観・若者観
　「あるべき」「健全育成」「大人の都合の保育」「権利義務」
　子どもが自分自身の人生を手にするためのサポートへ

・自治体の次世代育成への姿勢
　「子育てをしている保護者にやさしいまちづくり」が先行
　　国の少子化対策が、自治体の政策形成に影響

■子どもが主役のまちづくりのあるべき姿
　子どもをもっぱら保護や対策の対象として取り扱うだけでなく、
　子ども自身が、コミュニティの中で、大人の支援を受けながらも、大人との情報交換により自分達がこれから暮らしていくまちを考えるために必要な環境の整備

Child Frendly Cities　子どもにやさしい〝まち”

子どもにやさしいまちの基本

- 子どもの参加　子ども会議や専門部会等の制度化
- 子どもにやさしい法的枠組み　条例化
- まち全体の子どもの権利戦略　児童分科会・専門部会等
- 子どもの権利部局または調整の仕組み　市長部局・しあわせ課
- 法律・制度が与える子どもへの影響評価　児童分科会
- 子どもに関する予算　わかりやすい説明・公表
- 子どもたちの状況の報告書の刊行（収集と公表）　白書
- 子どもの権利の広報　わかりやすい広報
- 子どもの権利擁護　第三者機関等（サービス評価等含む）

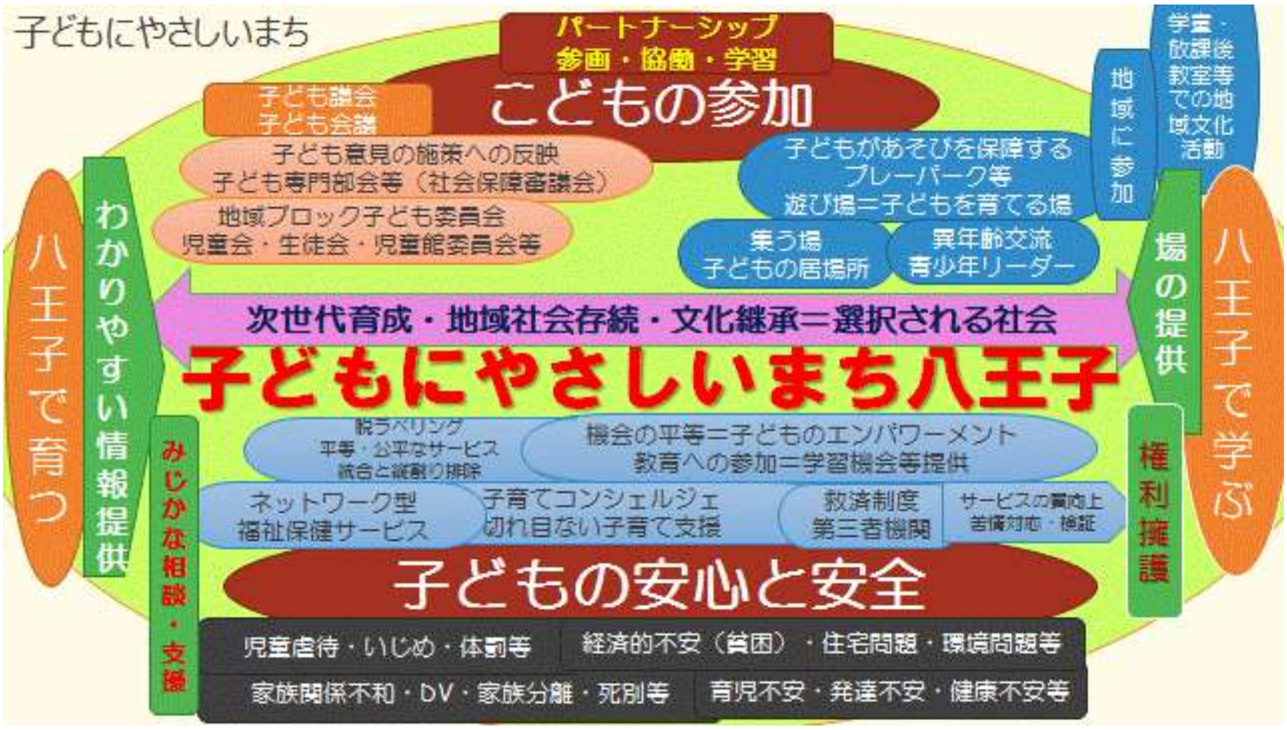
子どもにやさしいまち
パートナーシップ
参画・協働・学習
こどもの参加
子ども議会
子ども会議
子ども意見の施策への反映
子ども専門部会等（社会保障審議会）
地域ブロック子ども委員会
児童会・生徒会・児童館委員会等
子どもがあそびを保障する
プレーパーク等
遊び場＝子どもを育てる場
集う場
子どもの居場所
異年齢交流
青少年リーダー
地域に参加
学童・放課後教室等での地域文化活動
八王子で育つ
わかりやすい情報提供
場の提供
八王子で学ぶ
次世代育成・地域社会存続・文化継承＝選択される社会
子どもにやさしいまち八王子
脱ラベリング
平等・公平なサービス
統合と縦割り排除
機会の平等＝子どものエンパワーメント
教育への参加＝学習機会等提供
ネットワーク型
福祉保健サービス
子育てコンシェルジェ
切れ目ない子育て支援
救済制度
第三者機関
サービスの質向上
苦情対応・検証
みじかな相談・支援
権利擁護
子どもの安心と安全
児童虐待・いじめ・体罰等
経済的不安（貧困）・住宅問題・環境問題等
家族関係不和・DV・家族分離・死別等
育児不安・発達不安・健康不安等

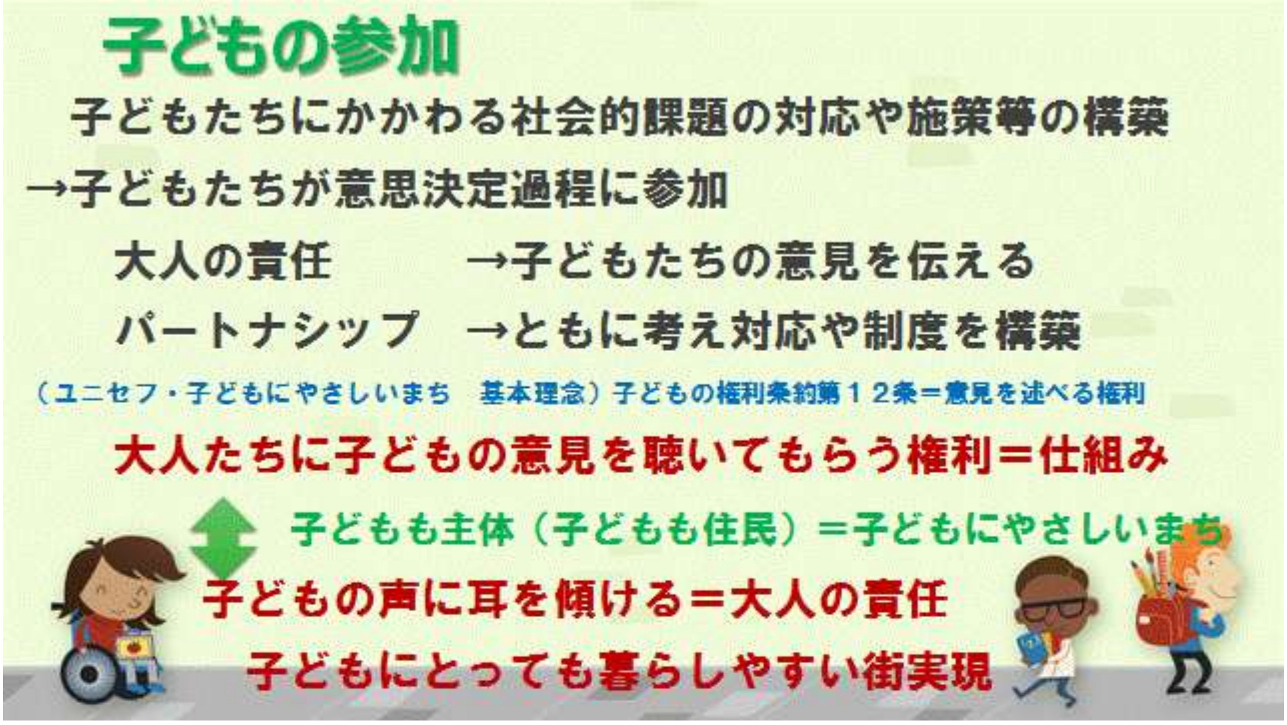
子どもの参加
子どもたちにかかわる社会的課題の対応や施策等の構築
→子どもたちが意思決定過程に参加
大人の責任　→子どもたちの意見を伝える
パートナシップ　→ともに考え対応や制度を構築
（ユニセフ・子どもにやさしいまち　基本理念）子どもの権利条約第１２条＝意見を述べる権利
大人たちに子どもの意見を聴いてもらう権利＝仕組み
子どもも主体（子どもも住民）＝子どもにやさしいまち
子どもの声に耳を傾ける＝大人の責任
子どもにとっても暮らしやすい街実現

子どもの参加を支える子どもの権利の基本理念

・子どもの権利条約 第１２条　意見表明の自由

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

・子どもの権利条約 第１３条　表現･情報の自由　　情報を得る権利 第１７条

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2.締約国は、児童が１の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

・子どもの権利条約 第１５条　集会の自由

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。

・子どもの権利条約 第３１条　遊びと文化的･芸術的生活への参加

締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2.締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

八王子市　ホームページから（八王子子どもすこやか宣言）

- 「意見表明権」（子どもの権利条約第12条の1）

子どもの意見をきけばいいんでしょ！

- 形式的に子どもの意見を聴けばいいということではありません。子どもと大人がパートナーとして、様々なことを取り組む第一歩として、子どもの意見に共感し、子どもの年齢に応じた大人の対応が求められているのです。
- 「こうすればいいんだよ。」と結論だけを教えることは、大人がラクをしたいだけかも。子どもは自分の意見をきいてもらい、理解されているという体験を積むことによって、自信と相手に対する思いやりが芽生えてくるのではないでしょうか。

＜以下略＞

八王子子どもにやさしいまち　子どもの参加　検証

・子どもすこやか宣言による施策展開（八王子市HPから）

子ども会議（H17～１９）

→子ども議会（H20）

→子どもミーティング（H21~24）

→子ども意見報告会（H25～）

子どもの権利シンポジュウム（H１２～H１９）

子どもの参加が検証された様子がない

それぞれが制度化されていない＝継続保証がない

新子ども育成計画＝子どもにやさしいまち八王子実現に向け

・条例検討意味と意義

新子ども育成計画
⇧
すこやか宣言検証
子ども育成計画検証
↕
子どもにやさしいまち
検証の視点

施策の制度化＝条例の力（意義）

こどもにやさしい八王子の具現化

子どもの参加・権利擁護の見える化（制度化）

条例化の意義・意味

子どもを大切にする施策を制度化で見えるように＝市民・子どもに

制度化＝担当者（人材）しだいから組織対応へ＝権利擁護の基本

↑ 市民がチェックする仕組み

第三者権利擁護制度の導入＝サービスの質のチェック・苦情対応・危機対応

八王子子どもにやさしいまち条例（仮称）へのアプローチ（私案）

・子ども分科会専門部会＝原案作成

⇐共同作業＝共同責任

・子どもの意見聴取＝子ども分科会専門部会子ども委員会等の設置

⇆意見交換（子ども意見の反映）

八王子こどもにやさしいまち条例　案公表

市民説明会＋子ども説明会　⇆　シンポジュウム等

↕　市民参画が条例化への大きな力

市民意見聴取（パブリックコメント）

子ども意見（子どもパブリックコメント）

子ども意見聴取⇐生徒会・児童会・児童館子ども委員会等

条例の内容の検討　私案

①子どもにやさしいまち理念の実現

子どもの参画の制度化（子ども会議・専門部会・地域会議等）

子どもの状況の報告（報告書＜検証＞・シンポジュウム等）

②子どもの権利擁護の制度化

権利擁護の仕組み（第三者機関・苦情サービス評価等）

③子どもにわかりやすい広報・啓発

啓発＝子どもの権利（いじめ・虐待等）

仕組み＝こどもの新聞・HP等子どもへの伝達方法